

組合員の皆さまへ

オンライン資格確認の開始について

令和3年3月より医療機関や薬局での受付時に、加入している健康保険組合の資格を確認するオンライン資格確認の開始が予定されています。

オンライン資格確認では、マイナンバーカードや健康保険証（組合員証および被扶養者証）により、加入している健康保険組合の資格を確認します。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合には、事前に利用手続が必要となります（手続方法は下記ホームページを参照してください）。

これまでと同様、組合員証および被扶養者証を使用して医療機関での受診時にオンライン資格確認をする場合には、組合員番号のほかに枝番が必要となります。オンライン資格確認へ対応するため、以下の対象者に枝番を記載した新しい組合員証および被扶養者証の再交付を実施いたしました。



再交付対象者

令和3年1月1日現在

公立学校共済組合東京支部の組合員資格を有する者およびその被扶養者

再交付対象外となる者

- 任意継続組合員
- 令和2年10月1日以降に組合員資格を取得および被扶養者認定手続を行い、組合員証および被扶養者証が交付された者
- 令和2年10月1日以降に氏名変更手続、再交付申請により組合員証等を再交付した者

⚠️ ご注意ください

これまでに交付されていた組合員証および被扶養者証が回収できていない場合、医療機関でのオンライン資格確認時に影響をおよぼす可能性もあるため、枝番が記載されていない旧組合員証および被扶養者証は、必ず公立学校共済組合東京支部へ返却してください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する際の手続方法は
公立学校共済組合ホームページで確認できます。

[アドレス](https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html) <https://www.kouritu.or.jp/kojinbangocard/index.html>

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎03-5320-6826